

# 生物多様性条約 COP15を振り返って



西澤敬二

にしざわ けいじ

審議会副議長/経団連  
自然保護協議会会長  
損害保険ジャパン会長

国連生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）が2022年12月7日からカナダのモントリオールにおいて開催され、12月19日に終了した。

今回のCOPにおける最大の焦点は、何と云っても、2010年にCOP10で策定された愛知目標の後継となる、昆明・モントリオール生物多様性枠組（GBF: Global Biodiversity Framework）が合意されるかどうかであった。GBFは2020年の採択が目指されていたが、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、COPの開催自体が延期され、国際社会は既に2年間、目標のない状態が続いている。生物多様性の危機が喫緊の課題である中、これ以上の空白期間は許されない。モントリオールにおける交渉の過程では、2022年11月にエジプトで開催された国連気候変動枠組条約締約国会議（UNFCCC・COP27）と同様、先進国と途上国の対立もあり、合意が危ぶまれるとの報道もなされた。しかし、各国代表の懸命な協議により、国際社会はなんとかGBFの採択にこぎ着けた。私たち人類が地球との共生を目指す「標」をふたたび世界で共有できたことの意義は極めて大きい。

また、内容としても、日本を含む先進国の間では既に約束されていた、2030年までに陸と海の30%以上を自然環境エリアとして保全する「30 by 30」や、大企業をはじめとする企業の事業活動の環境負荷低減を奨励し可能な措置の政府による実施などが組み込まれ、踏み込んだものとなっている。また、気候変動、沿岸管理、水資源管理、防災・減災などの社会課題に対し、自然を活用して解決を目指すNbS(Nature-based Solutions)・自然を活用した解決策)の概念も記載され、生態系保全と他の社会課題の同時解決を目指す姿勢も盛り込まれた。

本稿では、今次COPを振り返り、今後、企業・経済界が取り組むべき課題についても触れてみたい。

## COP15における活動報告

経団連自然保護協議会は2008年以降、2年に1度開催されるCOPに毎回ミッションを派遣してきた。今回のミッション(18社35人)は過去最大規模となり、日本経済界の生物多様性分野への関心の高まりを示している。本ミッションでは、国際交渉の動向をフォローするとともに、日本の経済界の取り組

みの発信、世界の最新動向の情報収集やネットワークキング、国際機関等との関係強化に取り組んだ。

2022年12月14日に開催されたグローバル・パートナーシップ(GPBB: Global Partnership for Business and Biodiversity)年次総会では、冒頭で挨拶の機会を得て、私からは日本の経済界を代表し、①日本の経済

界における生物多様性の主流化が確実に進展していること、②経団連としてGX(グリーン・トランスフォーメーション)、CE(サーキュラー・エコノミー)そしてNP(ネイチャーポジティブ)という3つの重要な環境問題に対し、統合的な対策に取り組んでいくことを発表した。

また、12月16日のサイドイベントでは、国

連開発計画(UNDP)が実施するSATOYAMAイニシアティブ推進プログラムに対して、経団連自然保護基金と環境省で、官民合わせて10億円の資金拠出をすると発表した。

経団連自然保護基金からは6年間で3億円を拠出し、西村明宏環境大臣、チャム国連開発計画シニアアドバイザーらとともに、「自然共生社会」というSATOYAMAイニシアティブのビジョンの実現を通じて、GBFの目標達成に貢献する決意を表明した。本プログラムは、人間が自然と共生することを前提に、地域のレジリエンスの強化や生活水準の向上といった様々な社会課題の解決を図る、まさにNbSそのものであり、今後の世界の生物多様性保全の活動の範を示すものとなることを期待している。

これらのイベントとは別に、国際機関やNGOトップと会談し、関係強化と今後の連携について意見交換を行った。経済界に寄せられるネイチャーポジティブへの期待が極めて大きいことを改めて確認した。

また、経団連自然保護協議会の饗場崇夫企画部会長が複数の主要なセッションに登壇したほか、他のセッションメンバーもスピーカーとして様々なイベントに参加、協議会独自



西村環境大臣との懇談



西村環境大臣らとともに、国連開発計画とのサイドイベントに参加



ミッション参加メンバーと

のセミナーも開催した。ブラジルやケニアの経済団体とも交流し、生物多様性の主流化に向けて双方にとって気付きの多い意見交換となった。

さらに、環境省と農林水産省のブースと並ぶ形で協議会も展示ブースを出展し、経団連生物多様性宣言イニシアチブやG B F実現に向けた経団連自然保護基金の新しい助成方針など、日本経済界の取り組みについて情報発信を行った。

### ネイチャーポジティブの実現に向けて

今回のCOPでG B Fが採択され、世界と日本の生物多様性保全への取り組みは新たなフェーズを迎える。2023年3月には、日本の生物多様性国家戦略が閣議決定される見込みである。また国際的な情報開示のフレームワークを目指すTNFD(自然関連財務情報開示タスクフォース)が2023年9月に公表を予定している。

私たちを取り巻く地球環境は決し

て楽観視できる状況にはない。WWF(世界自然保護基金)のレポートによると1970年からおよそ50年の間に脊椎動物の個体群は平均で69%減少し、英国ケンブリッジ大学の経済学者パーサ・ダスグプタ名誉教授によるダスグプタレビューでは、人類の営みによる生態系サービスへの需要は地球の供給能力の1.7倍にも達しているとの報告もある。人間の経済活動は、自然や生物多様性に密接に依存し、地球の限界、プラネタリーバウンダリーの一部を既に超えてしまっているとも言われている。事業活動は自然資本への依存や、与える影響も大きいことから、経済界に寄せられる期待と責任は大きい。

こうした状況を踏まえ、経団連自然保護協議会では、経団連が標榜するサステイナブルな資本主義の実現に向けて、生物多様性分野での役割を担うべく、今後取り組みをさらに加速させていく。そして、個々の企業がG B Fへの貢献に自律的に取り組めるよう、経団連生物多様性宣言の改定、政策も含めた環境整備等に具体的に取り組み、ネイチャーポジティブの実現に向けて邁進していきたい。